

議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

空き家対策室 対 策 係

議案名

議案第 11 号 桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例案

趣旨・目的

空き家等の適正管理及び利活用を促進し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて安全、安心かつ快適な地域社会及び活力あるまちづくりに資するため、新たに条例を制定しようとするものです。

概 要

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「特措法」という。)に定めるもののほか、不測の緊急事態に備えた緊急安全措置等の独自の規定を定めることにより、桐生市における空き家対策の推進を図ります。

- 1 特措法の対象外である長屋や共同住宅(*)等を含めて「空き家等」と定義し、条例に基づく調査、指導の対象とします。
- 2 空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等対策計画の策定について定めます。
- 3 空き家等対策計画の策定等及び空き家対策の推進に関して協議を行うため、附属機関として桐生市空き家等対策協議会を設置します。
- 4 空き家等が特に危険な状態のときは、必要最小限度の緊急安全措置を講ずることができるようにします。

* 特措法では、長屋や共同住宅のうち 1 戸でも居住の実態があるものは、空家とみなされず、同法の適用外となります。

(施行期日： 平成 29 年 4 月 1 日)

背景・経過

総務省統計局の平成 25 年住宅土地統計調査結果によると、全国に約 820 万戸の空き家があるとの結果が出ており、今後も人口減少や少子高齢化の進展により空き家の増加が見込まれることを踏まえ、国においては、平成 27 年 5 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

桐生市においても空き家等の増加は例外ではなく、放置された空き家等は、適正な維持管理がなされず老朽化し、市民の生活環境を脅かすものとなっていることから、空き家等の適正管理及び利活用を促進し、市民の生命、身体及び財産の保護、良好な生活環境の保全等を図るため、条例を制定するものです。